

**第4回 新井・石田地区町名地番整理懇談会 議事録**

(区域関係者)

日 時	平成28年10月27日（木曜日） 午後19時00分～午後20時
場 所	三沢中学校 1階 食堂
出席者 (敬称略)	<町名地番整理事業区域関係者>  <都市計画課> 岡田課長、黒川係長、伴登、山本、氏家  <委託業者（株式会社 ヤチホ）> 渡辺、宮坂、若林  黄色は町名地番整理事業の実施自体への意見、青は区域に対する意見、灰色はその他意見

出席者	<p>【課長挨拶】</p> <p>【内容説明】</p> <p>【意見交換】</p> <p>私は今回の説明会というのは、単なる住居表示の変更だと思っていたんですが、これ、登記上から何から全部変わるやつですね。そうすると今、土地建物を以前の登記所になる一枚物の紙が来ていますけれど、新しいものが発行されるのでしょうか？</p> <p>それともう一つ、これまでの経緯が書いてある表がありましたけれど、26、27年の古くからの土地をお持ちの方、これは私50年以上住んでいるんですけど声かからなかったんですが、これはどういう基準で選ばれたんでしょう？</p> <p>そこで、どういう事が決まったのか、今まで公表されているのでしょうか？それを聞きたかったんです。</p>
事務局	<p>まだ、日野市の場合は住居表示は採用しておりませんので、先ほどおっしゃられたとおり地番から全て変わる、という風にご理解いただければと思います。</p> <p>その場合、土地の登記簿自体は法務局の発行になりますので、法務局のデータ自体はですね、その地番自体は変わっていますので、皆さんが必要な時に法務局に登記簿を取っていただければ土地の表示は変わっています。</p> <p>ただ、そこ（土地）をお持ちの方の住所は法務局では変えられませんので、実際には皆さんに変更手続きをしていただく事、必要な変更書類等は市の方で皆さん使えるようなものは用意するんですけど、実際そこに記入していただいて法務局に行って頂くとか、郵送でも手続きが出来るんですけど、そこは皆さんご自身でやっていただく、その手続きが必要なのは、実際には土地の売買の時に、その変更がされていないといけないという事なので、そういう事が無ければ、当面はわざわざ手続きしていただく必要は無いと考えて下さい。それから、26年、27年でご意見を聞いたのは古くから土地をお持ちなんですけれどさらに規模が非常に大きな土地をいくつもお持ちの方をピックアップして、10人ですね。大きな土地をお持ちの方から10人の方にご意見を聞いただけであって、その意見が全てではなく、反対のご意見もあったんです。賛成のご意見と反対のご意見があって、賛成のご意見が多かったのは確かなんです。そこから第一歩として、じゃあ次</p>

出席者	<p>に自治会に入ってみようかな、と、そういうステップを踏んでいるところでございます。</p> <p>そういう風にご理解いただければと思います。</p> <p>新井■■■■番地と名刺にそう書いてあっても、皆さんお分かりにならないとおもうんですね。住居表示化してやるということは、非常に自分の羅針盤的な、位置もわかるし、説明もしやすいと思うんです。いまだと清掃工場の対岸の堤防から二、三軒目に住んでいます、と言ってもちよっと検討も付かないです。まあ、八小の、三沢中の東のほうに100メートルくらい。で、100メートルといっても個人個人で違いますから、100メートルと思ったものが200メートルもあったりね、住居表示といえば、一丁目だよ、といえば、「ああ、ここか」と。案を見ていただけますと位置が分かる。自分もだし、人に対して説明もしやすい。今は、全然、住所を言われても分かりません。これは、あのデメリットのほうです。住んでいて自分の位置すら説明出来ないと、という事は、何なんだろうな、と感じます。特に不便さ。たまにしか無いですけど、道を尋ねられても分かりません。本当に新井の■■■■番の■■■さんなんて、知りませんよ。■■■■番から分かりませんし、たまたま、自治会活動等で■■■さんを知っていればね、下のお名前何ですか？と聞いて、「ああ、あの人はあそこですよ」と説明出来る。まず分かりません。尋ねられても。こんな住んでいて不便なことはございません。私、昭和■■■年頃、この新井自治会長をしたんですけど、ちょうどその頃、町名変更で川向こうの方からも来ていただいて、昔、バスの集会場でしたけれどもあそこで話し合いを持ったんです。ところが、当時は落川というネーミングでこの新井地区を落川でいかがですか？落川で固定されているような話し方だったんです。</p> <p>市の指導はですね。さっき説明ありましたある程度ボリュームがなくちゃいけない、だから、単独で新井という案は無かった。そうすると中には意見で、落川なんて、落ちるなんて落川に失礼ですけどネーミングが悪い、と。地価が落ちちゃう、と。高幡なら賛成だけでも資産価値が下がるだろうと。私は反対だ、という人も現にいました。</p> <p>で、川向こうに住んでいる、田んぼを持っている人達が、「俺の目の黒い内は触れるな」と会議の途中で怒って帰られました。だから、町名変更というとな、逆鱗に触れる感じで、でも生活の不便さは今までずっと感じて来ました。そういう事で、私は町名変更はいいな、というふうに思っております。ただ、今回は新井というんですから、あまり波風はたたないんじゃないかと。全部は変えるのではなく三沢がいい百草がいいなど色々、当時</p>
-----	--

	<p>も案はでたんです。町名自体はね。</p> <p>で、新井じゃだめだよ、というようなご指示だったと記憶しています。新井というのは、親しみもあって、昔からなんで使えないんだろう、という意見もありました。高幡ならいい、とかね。落川は落ちるから嫌だとか、でも、一見すると良く分からないんだけど区画整理と町名変更は違うんだよ、と仰いましたけど、出来れば、区画整理はどうして出来ないのかな、と。費用もかかりますし、道路も整備しなくちゃいけない、と分かるんですけど、この地図を見ますとね、浅川の南の石田とか万願寺とか道路が区画でピシッとしているわけですよ。5メートル以上の道路で。何丁目何番何号。道路で区画して。新井はとって付けたようにどこかで線引きなよ、というみたいで軒先で区画されているみたいで、例えば新井の一丁目10番といっても赤い線で区切られていますから、がくがくしちゃってこういう所が、分かりにくいという事です。区画整理がされていないから。区画整理された所は歴然ですよ。京王線の北側とか、道路で区画されています。ピシッとしている。</p>
事務局	<p>そろそろまとめて頂ければ…。</p>
出席者	<p>区画整理と町名変更、が違うという事と、どうしてここが区画整理と併せて出来ないのか質問したいと思います。以上です。</p>
事務局	<p>理想と致しましては、やはり区画整理をやって、万願寺のようにきちんと道路ですとか公園の位置を決めて、その後町名地番整理をやる。というのが確かにございます。</p> <p>現状で申し上げますと、今、市施行でやっているところが、東町というところと、万願寺第2地区、豊田南、西平山の4地区をやっているんですけど、それ以降に今市の方で区画整理をやる予定はまったく無い、という事です。それは現状の日野市も市街化されまして発展して来ている中では、非常に費用がその方々に移転する保障をしながら、税金でやっているのです。非常に厳しい。また、地価が、バブルの時の、万願寺なんかはちょうどバブルの時代で、保留地といいまして、皆さんからご提供していただいた土地を高く売ることが出来て、それで、売ったお金でさらに道路が整備できる、そういう時代でもないという、状況であるという所では今後市であらたに市施行の予定は無い。ただ、土地所有者の方々です、自発的に組合施行というものがございまして、皆さん共同で区画整理をやられる、という際には市としても補助金等のご支援というのはやらせていただいていると</p>

	<p>ころでございます。従いまして、この新井・石田地区も区画整理はやらずに、町名地番整理だけを実施するという考えでございます。</p>
出席者	<p>この地図の中に良く出てくる黒い線は何を表示しているものなんですか？</p>
事務局	<p>この黒い線は今の町と町の境です。(資料2の地図を見ながらの説明) 例えば、北側のこの線は新井です。</p>
出席者	<p>(区域の) 中にあるのは？</p>
事務局	<p>これですか？これは、大字石田です。こういう形で大字石田があつて、これを取り囲むように大字新井がある状況です。</p>
出席者	<p>何回かこういった懇談会をされていると思うんですが、基本的にこういう町名地区の変更については基本的に大賛成で、何で今までやれなかったのかな、という感じがします。</p> <p>一つだけ。変更が終わった段階で、市役所または登記所で自動的にやってもらうものですね、個人がしなくちゃならないものがあるんだろうと思ったんですが、今日、この資料3を読ませていただいて、ほぼそれも分かったので、あえて質問することもないんですが、一つだけちょっと気になるのは通常の住人であれば、自分の住所あるいは持っている土地、建物の登記関係、その中で家屋番号、とたしかあつたような気がするんですが、これも変わるんでしたっけ？その点だけお聞きしたい。</p>
事務局	<p>パワーポイントの10ページに書かしていただきましたが、上から(2段目)家屋のところにあるんですけど、家屋番号も登記所のほうで変えていただきます。</p>
出席者	<p>こういう変更については、私は大賛成です。大いにやるべきだと思います。それで、実はこの間の日曜日(10/23)に説明会がありましたよね。その時に出られた方の何人かから、話を聞いたんですが、やりたくないというんです。何故かという、今のままでいい、と。こういう手続きがですね、非常に煩雑であると。特に歳をとった方はそうだと思いますよ。これやってね、どこに行け、なんて書いてあるけど、項目が結構多いですから、そこでですね、私、歳取っている母親がいます。よく何とか手当て、申請して下さいと来るんですけど、記入例が書いてあるんですよね。そういっ</p>

た、記入例があると、歳取った方には非常にいいんじゃないかと、いう事でそこに書いてある事ですね、一個一個ですね、もう少し詳しく、特にお年寄りに沿った、こういう風を書くんですよ、というようにぜひお願いしたいと思います。

それから、もう一つ、ここで言うときっきの地図ありますよね、区域の（資料2の地図を見る）。私はここでいうと新井三丁目になるんですか。新井団地のちょうど東南の地域になるんですが、やっぱり番地も東から西へとやってもらいたいです、ちゃんと。新井三丁目がいいですと、1番が新井団地、2番がこれは分かるんですよ。で、3番が南行って、4,5,6番が逆に東から西に行っている。こういうのは非常に良くない。まあ、なかなか難しいところもあるかと思うんですが、特に説明する場合、今もこの地域で、パソコンの地図でウチなんか出て来ませんよ。新井 863-30 では出て来ません。これは何故かっていうと家が建った順番に番地を付けているから、でたらめなのね。それと、4,5,6番、他の地域も同じようなのがあると思いますが、東から西へ順序良く並べて、もう一度見直していただきたいと思います。100%やるというのは無理かも分かりませんがぜひお願いしたいです。

事務局

この順番に関しては、ヤチホ渡辺さん、宜しいですか？（ここでパワーポイントを使い、『親地番検討案』をスクリーン上に映した）

はい、すいません。今の番号についての順番が不自然だ、というお話なんですけど、他のところでも何でこんな風に回るのかな、おそらくあると思うんですけど、今のお話、ここが1番そして2番、これは良いと思うんですけど4,5,6番といかず逆（西から東）になっている、これは、地番整理をして地番だけ整理するのなら良いですけど、地番が住所に使われるということで、住所の検索性というか、住所でその場所に行くときに番号が付いている隣同士というのは必ず歩いていけるようにしたい、というのがあります。今1,2,3,4,5といきますと6になりますよね、でこっちへ来て、こう回って来たいんですけど、ここからここへ歩いて行かれないんですよ。まあ、ここに道路があるんですけども、この部分が道路じゃないところなので。そういうのがあって、回しているという経緯があります。こちらなんかの方でも、例えば、この辺なんかでも変な回り方をしていると思うんです。11,12,13,14番。こことここは隣同士なんですけれど、道路がここにしかなくて行き来出来ない。本当はこのように回したい、と思うんですけど、必ず隣の番号のところへは歩いて行かれる、というのを原則としていますので、ちょっと変な回り方をしているところはいくつかあると思

	ます。
出席者	これは、まだ検討するでしょ？
事務局	<p>そうですね、まだ、検討段階で、最初の案です。</p> <p>あくまで、皆さんにイメージしていただくものです。</p> <p>最初にご意見ありました、高齢者の方々へ手続きを分かりやすくという、記入例のご意見もありましたけれど、高齢者の方が増えていますので、そういった配慮をしながら、実施する場合は、ご説明して準備していきたいと思えます。ご意見ありがとうございます。</p>
出席者	<p>親地番から検討から外れた新井地区というのがあるんですが、ここはまだ、区画整理の希望がある？という事（質問）と、親地番にするという検討から遠のいちゃうのですか？</p>
事務局	<p>この案で残る大字新井地区については、この案でいうと、次の南側、高幡不動駅周辺をやる（実施）際にそちらの中で、町名、親地番を振っていかうという判断で…、</p>
出席者	高幡何丁目になるんですかね？
事務局	<p>そこはまだ、はっきりは申し上げられないんです。また、先ほど説明があったとおり、この後ですね、今回区域に入らない新井にお住まいの方々のご意見もこういう会を設けさせていただいて聞いていこうと思っています。</p>
出席者	<p>ただの質問なんですけど、今回の資料に何番地という記載は、町名地番整理をやっていないから出てこないんですかね。この資料では何番とか何番何と表示されていますよね。</p>
事務局	<p>土地は何番。住所は何番地。正式に住所は何番地の何、という現し方です。住所と土地は一緒なんですけど、土地の表記の仕方は、1番1という表記になりまして、これを住所に使われると、その住所は1番地の1、土地と住所では呼び方が違うんです。</p>
出席者	<p>始まる前に質問させてもらった内容で、公図には道にも全部振られています。</p>

	<p>すよね（地番）。あれが、全部振られる、という事で宜しいんですよね？セットバックしたのも振られる？</p>
事務局	<p>土地という土地は全て番号を変えます、その場合、忌み番号といって、4などはなるべく4（死）、とか9（苦）はなるべく道に振るような配慮をしていきます。忌み嫌われる番号については出来るだけ、道路などに振っていくというような事です。</p>
出席者	<p>それと街区案内板？これを表示するのに当たって、住居が無い土地も表示されるのでしょうか？</p>
事務局	<p>街区案内板は、親地番までしか振らない（表示しない）ので、家を表示しないです。</p>
出席者	<p>詳しく言いますと新井二丁目■■■。ここは畑だけなんですよ。ここ持っているの私なんですが、これは、この図には表示されるのでしょうか？</p>
事務局	<p>■■■と表示されます。</p>
出席者	<p>それと、もう一つ、これまでの検討経緯、平成26年27年とありましたが、古くから土地をお持ちの方、という事でいいですけど、この辺の土地って私の先祖が江戸時代から開墾した土地で、古くからという意味から言いますと、私のところに来なきゃおかしいんですが（会場笑いあり）、この書き方ですと今現在広く土地をお持ちの方という意味になりますが、古くからという文字を付けますと私に連絡がないとおかしいんです。その辺はどうなんでしょうか？</p>
事務局	<p>すいません、正確にはその通りだと思います。ごめんなさい。古くからでかつ今現在広く土地をお持ちの方、という事で、はい。すいません。申し訳ございませんでした。</p>
出席者	<p>ちょっとですね、この地図を出して下さい（資料2の地図を見る）。同じ自治会なんですけど、私ども南新井の、外れている区域です、ここの区域って非常に困った区域でして全部行き止まりなんですよ。 道が全部行き止まり。お隣さんとは行き来出来ない。こういう地域なんです。ですから、ここから一度道に出てこう行くと。隣の家へなんだけれど。</p>

	<p>どっちへ付けるか、さっき高幡と言ったんですけど、お隣同士が接している所が全然行き来出来ない。むしろ、あのこっちの方が繋がりが多くと。というようなのがこの地域なんです。実に困った地域です。この道路にも出られない。そこらへんを考慮した上で、ただ、高幡にくっつけちゃえば良いんだ、というのはそれで良いのかな、という気はしています。回りの家との繋がりをもう少し考慮していただきたいと思います。一番良いのがですね、途中行き止まりの所を少し買い上げていただいて、市の方で通れるように一つでも通れるようになると良いんですがね。</p>
事務局	<p>ご指摘の通り、東西を繋ぐ道というのが無いので、今の東西を繋ぐ道路を境に設定しています。</p> <p>先ほども申し上げた通り、今後お住まいの方のご意見を良く聞いてですね、場合によっては新井に含めるというのも有りかなとも思っています。が、基準どおりに切ればここ、という事です。ご理解いただければと思います。</p>
出席者	<p>それで、お隣同士なんだけれど、ぐるっと回らなければいけないという地域なので、ほんの少しでも道が出来れば。三沢中学の生徒などは人の土地を通過して出ちゃっていますけどね。そこらへんの所で狭いところでも良いけど、道を付けられるような事を市がやっていただけないか。と思います。</p>
事務局	<p>私ども都市計画課の仕事ではあるんですが、例えばこちらの地域にお住まいの皆さんが、自発的に声を挙げて話し合いをして、市が買収するというのは難しいので、寄付であるいは皆さんがお金を出し合って、その道を位置付けるとか、あと将来開発する時とか、建替えをする時には、道路にするというような建築のルールを皆さんが話し合って、さっき言った組合施行の区画整理と似ていますけど、そういうような努力が必要となってきました。市として、今新規に道路を決めて買収するという事は無い、とご理解いただければと思います。</p>
出席者	<p>パワーポイントの2ページ目なんですけど、そちらに書いてあるメリットで、災害時の情報を共有するという興味深いお話で詳しく伺いたいんですが、今回の地番の整備事業の中で浅川の近くにあるので浅川が浸水したという事があれば皆さん何かしら情報が必要になる時に、行政が被害状況が把握しやすいというのは分かるんですが、こちら住民がメリットとしては、避難所が今どういう状況なのかとか、なにかしら情報をいただける形、そういったところとして新たに地番を振ると認識しています。その時に今だ</p>

	<p>と、例えば8月に大型の台風が来た時に日野市のホームページでは、避難勧告だとか出ていましたけど、インターネットを繋げられる人が情報を得る事が出来ても、そうでない人は得られない。そういった、情報の格差があるはずなんですね。何かしらそういったところまでフォローして通達できるような手段を込みで考えていただいてとしてのメリットとして計画を進めていただけたらと思っています。</p>
事務局	<p>一つは、今回浅川沿いは非常に範囲が広がったので出来なかったのですが、山側で土砂崩れ警戒区域に指定して、そこについては車を回して、スピーカー付きの車で、具体的に言うと平山六丁目の何番地から何番地の方については避難をお願いします、という広報活動をさせていただきました。その他の地域については、インターネットと防災無線、なかなか聞きづらいという苦情なんですけど、それと、防災メールでのお知らせになります。今いただいたご意見についても町名地番整理をすれば、ここについては、大字新井の方避難して下さい、ではなくて、新井何丁目の何番地から何番地の方、とか。何番地、何番地ときめ細かいメールとか通知とか出来るようになると思いますが、情報伝達、情報格差については是正できるように防災や広報の担当部署と打合せしたいと思っています。</p>
出席者	<p>今お話があった、防災無線が聞き取りづらい、特に大雨とかには全然聞き取れないと思うんです。その辺がうまく伝わるように、もしくはメールだとかは良いし、助かることです。ありがとうございました。</p>
出席者	<p>途中から来たので、もしかしたら最初に話されたのかもしれないんですが、高幡エリア北側全体で整備するという考えは無かったのですか？</p>
事務局	<p>それは、いっぺんにという事だと思うんですが、非常にお金がかかるのでいっぺんに高幡不動駅北側は難しいです。その中でも、駅周辺はお店が非常に多い。事業されている方は個人の方と比べて負担が多くなります。会社ですと色々な出版物だとか、看板等の変更が必要になって、中々ご理解を得るのが正直難しい。駅周辺の密集しているところについてです。その意味ではまず、財政的な面もあって、この部分をやってから段階的に駅側をとというのが市の判断です。何でこれだけ年数がかかっているかという、平成の一ヶ台の頃は先ほど落川という案（話し）があったのですが、落</p>

	<p>川とか高幡、新井、高幡の区域を市の方で決めて、後は自治会さんの方に投げて、自治会さんの中で合意を取ってもらった所から市のほうで変更していった、という経緯がありまして、三沢の一丁目、二丁目、三丁目、四丁目が決まったのですが、五丁目は自治会の中で程久保と南平があって、合意が取れなかったので残した。で、落川、百草についても同じように過去に投げかけた経緯があるのですが百草が良い、落川が良いといったご意見があり、自治会の中でまとめられなかった。その当時、市が説明会をしたのですが、積極的な働きかけはあくまでも自治会さんメインで、そういった姿勢でやってきました。それを、平成の20年台になってからそれまでなかなか進まなかったのを、改めまして市が積極的に自治会に入っていくと、説明会を繰り返してご理解を得て進めていくと方針を変えたところで、本日もこういったところで開催させていただいています。</p>
出席者	<p>この懇談を経て、今手続きのお話がありましたけれど、自治会の会合を通して考えていないのですか？この懇談を何回か繰り返す中で決定していくという趣旨でしょうか？</p>
事務局	<p>まず、今申し上げた通り、昔は自治会の中で決議を取っていただいて、賛成が多かった、あるいは自治会の判断として賛成だという所だけやっていたのですが、今はこういった説明会、自治会単位でもやるのですが、それには自治会員さんだけではなくて、現在、自治会に入っていない方も多いのでそういった方にもお声かけしてご意見を伺う。こういった会をやって、感触ですね。市として概ねご理解いただけたと判断した際に議会にかけるような考えです。</p>
出席者	<p>この懇談会が最後なのか、それともまだあるのか？  心情としてはですね、賛成の方が多いんですが、私は住所というのは顔だと思っていますから今まで住み慣れた住所を変更するという事については、個人のデメリットが非常に多くて手続きやらなにやら、反対の部分があります。ですが、災害とかそういった事が関わってくるという事で、例えば川が決壊しました、どこの何丁目が決壊しました、と具体的な情報が得られるという話もありますし、そういう中で反対してはいけなかな、と考えています。</p>
事務局	<p>確かに、日曜日にやった中では、ご意見いただいたところほぼ全ての方が、今の住所は変えてもらいたくない、という発言が多かったです。ただ、今</p>

	<p>の方と同じように災害の事を考えると、変えるのもやむを得ないのかな、ただ手続きの面は市がもう少し努力して、高齢者の方でも手続きがやり易いような工夫をしてくれないかというご意見だったと思います。あと、変わったところでは、新井一丁目、二丁目、三丁目でも良いんだけど、大字新井一丁目、大字新井二丁目と、『大字』を残せないのか、という方もいらっしゃいました。ただ、答えとしては町名地番整理をやれば自動的にとってしまうので新井一丁目、二丁目という名前になるということです。</p>
出席者	<p>一つはですね、全体の区画整理はやらないとしても、部分的な区画整理をした時に引っかかったところは、また、変わるわけですね。どこが変わるか分かりませんが。そういう時はまたこういった形でやるんですか？それとも特例みたいな形なんですか？</p>
事務局	<p>そうですね。例えば、どこでもいいんですが（資料2の図面を見ながら）、この辺りで区画整理がされたとすれば、今度振る番地というのは使えないので、例えば、ここが新井二丁目の20（番地）だったら、20-1、20-2、20-3、20-4、20-5と皆さん付いているはずなんですが、その一番最後、もしくは切りの良いところで20-100、20-101、20-102、という風に枝番を振りなおす。そこだけ、区画整理をやったところだけ。親番までは変わらないんですけれど、枝番を100から101、102という風にやる、というのが区画整理。町名地番整理をやった後に区画整理をやるとそういう風になります。</p>
出席者	<p>区画整理の時は当然道路だとか水路とかも関わってくるかもしれないですが、今分けている根拠みたいなものを崩してしまうところも出て来ますよね。</p>
事務局	<p>新たな番地は東から西に向けて、当然振り直すので、そこは隣の番号から。ただ、残念なのは欠番がいっぱい出来てしまうというところがあります。一回、今区画整理と同じ地番は使えなくなりますのでそこは、全部欠番となります。</p>
出席者	<p>それともう一つ、この地図の中で今家が建っている所が結構あります。こういう説明会の時に住んでいる方も来るような時に、市役所だったら最新の地図を持っているはずだと思います。この数年前の地図を出してくるのは、住んでいる方に失礼じゃないかと思うんですけれど。</p>

事務局	<p>実際に皆さんの今日の感触を次の段階で、各地区で意見を聞いて、その時点で問題が無い、というご意見であれば平成 29 年度、来年度に予算を使いまして最新の地図、それは家屋が配置されていない公図ですね、公図上に現地を確認して建物を記載していきます。実際、町名地番整理をやりますと、その区域に土地やお住まいの方については必ず、どんな手段でも通知は行政としてしなければいけないのでそこまではやるんですけど、あくまで今回は申し訳ないですが確定案ではなくて、イメージ案としてお出ししていますので、最新のものではなかったかもしれませんがそこはご理解いただければと思います。</p> <p>ほかにご意見ございませんか？無ければご自宅に戻られて、もし何かありましたら電話でもメールでも構いませんのでご意見いただければと思います。</p> <p>本日は、これで終了させていただきます。</p>
-----	--